

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月8日

群馬県知事 あて

提出者 〒370-0723
住 所 群馬県邑楽郡千代田町大字昭和1番地

氏 名 コダック合同会社 群馬事業所

群馬事業所長 佐々木 充

電話番号 0276-86-5815

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コダック合同会社 群馬事業所
事業場の所在地	群馬県邑楽郡千代田町大字昭和1番地
計画期間	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：印刷・同関連業
②事業の規模	製品出荷額 6,125百万円
③従業員数	76名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物は主に印刷版製造工程で発生している。 ・引火性廃油：当事業所内ではドラム缶に入れて保管し、中間処理業者で油水分離などの処理が行われている。 ・引火性廃油(金属を含むものは、事業所内ではドラム缶で保管し、中間処理業者により焼却処理され、焼却灰は埋立てや路盤材などに使用される。 ・廃アルカリは、内面コートされたケミドラムで保管し、中間処理業者が中和処理を行い、スラッジは路盤材などに使用。 ・廃酸は、当事業所内ではタンクに貯蔵し、中間処理業者が中和処理を行い、スラッジは路盤材、その他に使用される。

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	-
	排出量	別紙1のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	廃油については、平成30年度までは有価物として売却していた。溶剤使用量の見直しを行い、廃液量の発生量を削減している。また、最近の廃アルカリは排出量が減少している。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	-
	排出量	別紙1のとおり	t
③計画	(今後実施する予定の取組)		
	廃油の有価売却先を探査する。使用量の最適化による廃油発生量の削減を検討する。廃アルカリは、今後も排出量が少ない状態を維持する。廃酸は今後は増加傾向となることが予想されるので適切に処理を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油は、収納するドラム缶及び置き場所に表示を行い、他の廃棄物と明確に識別できるように管理を行っており。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も廃油の管理は適切に行い、分別を確実に実施する。また、今後発生する廃酸についても適切に管理を行う。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も廃油の管理は適切に行い、分別を確実に実施する。また、今後発生する廃酸についても適切に管理を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり —
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり — t
(これまでに実施した取組) 実施していない		
【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり —
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり — t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり —
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり — t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり — t
(これまでに実施した取組) 実施していない		
【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり —
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり — t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり — t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	全処理委託量	別紙1のとおり	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1のとおり	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1のとおり	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1のとおり	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1のとおり	— t
(これまでに実施した取組) 廃油の有価売却先の探索 優良認定処理業者への処理委託 強アルカリを使用しない製品の開発による廃アルカリ削減			

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—	
	全処理委託量	別紙1のとおり t	—	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1のとおり t	—	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1のとおり t	—	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1のとおり t	—	t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1のとおり t	—	t
	(今後実施する予定の取組) 廃油の有価売却先の探索 廃酸の処分先の探索			
【前年度（令和4年度）実績】				
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		116	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年1月から電子マニフェストの使用を開始しており、今後もこれを継続する。			
※事務処理欄				

別紙1：特別管理産業廃棄物の排出量 実績と目標

単位:t

特別管理産業廃棄物の種類	①現状 令和4年度 実績	②計画 令和5年度 目標
引火性廃油	106	105
引火性廃油（金属を含むもの）	10.7	10
廃アルカリ	0	10
廃酸	0.003	50
排出量合計	116	175
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0	0
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0
全処理委託量	116	175
優良認定処理業者への 処理委託量	15	80
再生利用業者への 処理委託量	106	155
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	11	10

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。